

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

## 徳島国民年金 事案576

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年8月から同年12月までの期間、38年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から38年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、当時、同居していた母親と共に納付していた。

申立期間について、母親の国民年金保険料が納付済みであるにもかかわらず、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、国民年金加入期間のうち、申立期間を除く317月の国民年金保険料を全て現年度納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が一緒に納付したとする申立人の母親の国民年金手帳記号番号は、申立人と連番で払い出されており、申立人の母親は、申立期間を含む国民年金加入期間について保険料を全て納付している上、申立人が納付したとする国民年金保険料の金額は、当時の実際の保険料額と一致しているなど、申立内容は信憑性<sup>しんぴようせい</sup>が高いと認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和37年1月1日から38年2月20日までの期間について、オンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険に加入していたことが確認できるが、当該記録は平成5年12月27日付けで追加訂正されたものであり、追加訂正前は、国民年金の強制被保険者期間であったことから、申立期間当時、国民年金保険料を納付することが可能である上、申立人の夫は、当該期間の保険料を申立人と納付方法等が異なるものの、A市区町村において納付し、6年1月28日に還付されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間の保険料を納付していたとし

でも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和37年1月から38年1月までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金の被保険者とはなり得ない期間であることから、当該期間の納付記録を訂正することはできない。

## 徳島国民年金 事案577

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年9月までの期間、50年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から48年3月まで  
② 昭和49年4月から同年9月まで  
③ 昭和50年1月から同年3月まで  
④ 昭和50年10月から同年12月まで

国民年金については、昭和46年12月頃に私自身がA市区町村の窓口において、加入手続を行ったと思う。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、私自身が定期的に3か月分ずつ納付していたはずであるし、申立期間④に係る国民年金保険料については、両親が納付してくれたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④について、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市区町村において昭和48年7月頃に払い出されたものと推認できることから、当該期間は、申立人が主張する方法により国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、当該期間は、申立期間がそれぞれ3か月又は6か月と短期間であり、申立期間②及び③の前後の期間並びに申立期間④の前の期間に係る保険料は納付済みである。

さらに、申立期間④に係る申立人の保険料を納付したとする申立人の両親は、制度発足当初から60歳に到達するまでの国民年金加入期間について、保険料を全て納付している。

加えて、申立人は申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金

保険料を全て納付していることから、納付意識は高いと認められ、3か月又は6か月と短期間である申立期間②、③及び④に係る国民年金保険料の納付を妨げる特段の事情も見当たらない。

- 2 一方、申立期間①については、申立人に係る戸籍の附票から、申立人が加入手続を行ったとする昭和46年12月当時は、B都道府県C市区町村に住所を定めていたことが確認できる上、前述の国民年金手帳記号番号の払い出し時点において、申立期間①に係る国民年金保険料を納付するには、過年度納付が必要となるところ、申立人の主張には過年度納付をうかがわせる供述は無く、B都道府県C市区町村において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年9月までの期間、50年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成元年3月まで  
平成元年頃、A市区町村役場（現在は、B市区町村）の窓口において、母親が私の国民年金の加入手続を行い、その後、送付されてきた納付書により、未納であった申立期間の国民年金保険料を一括して納付した。  
申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付したと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳、B市区町村作成の申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、申立期間は国民年金未加入期間として取り扱われていることが確認できる上、記録訂正された形跡も無いことなどから判断すると、申立期間に係る納付書の発行等が行われたとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録における申立人の前後の番号の国民年金被保険者の資格取得日等から判断し、昭和50年9月11日以降に旧A市区町村で払い出されたものと推認できるところ、当該国民年金手帳記号番号が払い出されて以降平成11年までの間、申立人の住所に異動が無いなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案579

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から49年12月まで

申立期間のうち、昭和48年12月に結婚するまでの期間については、当時勤めていた会社に厚生年金保険の制度が無かったため、A市区町村(現在は、B市区町村)の実家で同居していた母が、私の国民年金保険料を納付してくれた。

また、申立期間のうちの結婚後の期間については、C市区町村において、同居していた義母が、義母夫婦の国民年金保険料を納付するときに、一緒に私の保険料を納付してくれた。

調査の上、申立期間について記録訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びC市区町村作成の被保険者台帳管理簿等によれば、  
i) 申立期間については、いずれも国民年金未加入期間として取り扱われていることが確認できること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、C市区町村において昭和50年9月12日に払い出されたことが確認でき、当該時点では、申立期間のうち、45年8月から48年6月までの保険料については、時効により納付できないこと、iii) 申立期間のうち、48年7月以降の保険料については、申立人は、「申立期間に係る国民年金保険料は、母親又は義母が、納付組織を通じて、毎月、納付していた。」と主張するなど、当該期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情は見当たらない上、当該期間のうち、48年12月以降の期間については、申立人の配偶者が、厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は、国民年金の任意加入者として取り扱われる期間であるため、遡って保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間当時居住していたA市区町村及びC市区町村において、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人も、「年金手帳を再発行等してもらったことは無い。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を主に納付していたとする申立人の母親は高齢であり、また、義母は既に死亡しているため、当時の国民年金保険料の納付状況等について聴取することができない。

加えて、申立人の母親又は義母が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案580

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から55年3月まで

私は、結婚後の国民年金加入期間について、夫と一緒に保険料を納付してきたにもかかわらず、私の申立期間に係る国民年金保険料のみ未納とされていることに納得できないため、確認の上、記録訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

被保険者台帳管理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年11月28日に払い出されていることが確認できることから、当該時点において、申立期間のうち、少なくとも50年3月から53年9月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間のうち、53年10月以降の保険料については、申立人から過年度納付をうかがわせる供述が得られないことなど、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付方法について、A市区町村役場（現在は、B市区町村）の窓口で納付したほか、地区ごとの担当者が集金した保険料を世話人が役場に納付してくれていたと主張しているところ、当該世話人から事情を聴取しても、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを裏付ける供述は得られない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、国民年金被保険者台帳及び旧A市区町村作成の被保険者名簿のいずれにも、申立期間に係る国民年金保険料が納付された事実は記載されておらず、訂正された形跡も認められない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から同年12月まで  
申立期間について、私は、厚生年金保険に加入していたが、同時に、国民年金にも加入し、国民年金保険料を納付した。

記録によると、重複している期間の国民年金保険料は既に還付されたことになっているが、私は還付手続をしていない上、還付金を受け取っていないので申立期間の国民年金保険料を還付してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり、昭和46年10月から同年12月までの期間については、被保険者台帳等により、申立人が国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、当該期間は厚生年金保険加入期間であり、この期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできないことから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、被保険者台帳、還付整理簿及びA市区町村（現在は、B市区町村）が作成した被保険者名簿には、申立期間の国民年金保険料が還付処理されたことが明確に記載されている上、当該資料のうち、被保険者台帳及び還付整理簿には還付金額が記載されているところ、当該金額に計算上の誤りが無いことなど、記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料の還付を疑わせる事実も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、還付された記憶が無いという以外に国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人に申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案592

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月21日から28年6月6日まで  
平成20年12月に社会保険事務所(当時)に対し、厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和26年3月21日から28年6月6日までの計27月について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。  
私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず受給もしていない。  
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和29年5月27日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月26日から36年4月16日まで  
申立期間当時、A事業所に勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。  
勤務していたことは事実なので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所は、「昭和30年代の賃金台帳については、当社で勤務した全ての従業員のものが保管されているが、申立人の賃金台帳は保管されていないことから、申立人は当社に在籍していなかったと考えられる。」と回答していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和32年4月1日から36年6月21日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる者に照会したところ、22人から回答が得られたものの、申立人のことを記憶している者はいないことから、申立人が申立事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間を含む昭和32年4月1日から36年6月21日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、申立人に申立期間当時の事情を確認したところ、同僚の氏名に係る記憶は無く、勤務期間、厚生年金保険料の控除、健康保険被保険者証及び厚生年金保険被保険者証の交付等についての記憶は曖昧であり、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月25日から53年2月4日まで

私は、昭和49年9月1日から59年5月31日までの期間においてA事業所に勤務していたが、同社が所有するB丸に乗り組んでいた一部の期間について船員保険の被保険者記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員カード及び同僚の供述から判断すると、申立人がA事業所に継続して在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、申立事業所は、「当時の関連資料が無いことから、船員保険料を控除していたか否かについては不明。」としており、申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、申立人は、「作業中の事故でけがをして、約3か月入院したことがあり、船員保険制度から給与の8割が支給されていた。」と供述しており、申立人が所持する船員手帳において、「S52\*手術」の記載が確認できるところ、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間のみ船員保険の被保険者記録が確認できる者は、「申立人が病気療養のため乗船できない期間に、申立人の代わりに乗船するように依頼されて、申立期間についてB丸に乗り組んだ後、申立人の復帰に伴い退職した。」と供述していることなどから判断すると、申立人が申立期間において申立事業所から給与の支給を受けていたこと、及び事業主により給与から船員保険料を控除されていたことを推認することができない。

さらに、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人は、船員保険番号\*番で昭和49年9月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、52年11月25日に同資格を喪失しており、再度船員保険番号\*番で53年2月

4日に同資格を取得し、58年4月1日に同資格を喪失していることが確認できる上、船員保険番号\*番から\*番までに申立人の氏名は無く、申立人の被保険者記録に訂正等の不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月18日から33年9月まで

私は、昭和32年3月18日から33年9月までの期間において、A事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は、「申立期間当時の書類は保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか、申立てどおり厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届を行ったかは不明。」と回答していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる9人のうち、所在の判明した二人から供述が得られたものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立人及び同僚が記憶する同僚4人について申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、うち一人については厚生年金保険の被保険者記録を確認することができないことから判断すると、当時、申立事業所では全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認し

たところ、申立期間を含む昭和28年9月1日から35年10月3日までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。